

富山県薬剤師確保対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 富山県内の薬剤師確保の推進に向け、富山県薬剤師確保対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県内における薬剤師の育成、確保及び定着の推進に関すること
- (2) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者及び関係団体の代表者等のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長等)

第5条 協議会に座長を置き、座長は委員が互選する。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長が出席できないときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、知事が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、厚生部薬事指導課で処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月24日から施行する。